

第 1 回幕別町議会臨時会

議事日程

令和 8 年第 1 回幕別町議会臨時会
(令和 8 年 1 月 21 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 4 議案第 1 号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 7 年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）

会議録

令和8年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和8年1月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 1月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 欠席議員
14 田口廣之
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁
経 済 部 長 高橋修二 建 設 部 長 河村伸二
会 計 管 理 者 武田健吾 忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健
札 内 支 所 長 白坂博司 教 育 部 長 石田晋一
政 策 推 進 課 長 宇野和哉 総 務 課 長 西田建司
地 域 振 興 課 長 安田奈緒 糠 内 出 張 所 長 古山悌士
福 祉 課 長 広田瑞恵 こ ど も 課 長 山本 充
保 健 課 長 西嶋 慎 商 工 観 光 課 長 本間 淳
土 木 課 長 香田裕一 水 道 課 長 和田智旭
学 校 教 育 課 長 酒井貴範
ほか、関係係長
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子

議事の経過

(令和8年1月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） ただ今から令和8年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、2番塚本議員、3番山端議員、4番内山議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間と決定しました。

[諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」及び地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、議長宛に提出されておりますので、あらかじめ配付いたしました。
のちほど、ご覧いただきたいと思います。
次に、事務局から諸般の報告をさせます。
議会事務局長。
○議会事務局長（佐藤勝博） 14番田口議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、5点につきまして行政報告をさせていただきます。
はじめに、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック競技大会について申し上げます。
昨年12月26日から28日まで開催されたミラノ・コルティナオリンピック日本代表選手の最終選考を兼ねた「第93回全日本スピードスケート選手権大会」において、本町出身の高木美帆さんと稲川くるみさんが日本代表に選出されました。

3大会連続で4大会目のオリンピック出場となる高木選手は、1,000メートル、1,500メートルと団体追い抜きの3種目に、そして、今大会がオリンピック初出場となる稲川選手は、500メートルにそれぞれ出場する予定となっております。

お二人の代表選出を前に、町を挙げて応援体制を整えるため、町と幕別町スポーツ協会や幕別町スケート協会などの代表者等で組織する「ミラノ・コルティナ2026オリンピック出場選手を応援する会」を12月11日に立ち上げ、1月6日には役場庁舎と札内コミュニティプラザ、忠類総合支所、15日に百年記念ホールの計4カ所にお二人の代表選出を祝う応援幕を設置したほか、1月9日からは、町ホームページに応援メッセージを募集する特設サイトを開設したところであります。

また、町全体で応援する機運の醸成を図るため、幕別と札内の市街地を運行している3台のコミュニティバスの車両の両側面と後部に、オリンピック出場を祝福するラッピングを施し、運行しているところであります。

お二人が出場する種目の応援につきましては、競技開始時間がいずれも日本時間では深夜の時間帯ではありますが、2月10日の1,000メートル、16日の500メートル、17日の団体追い抜き準決勝・決勝、21日の1,500メートルの4種目について、百年記念ホールの講堂を会場に、パブリックビューイングの実施を予定しているところであります。

町といたしましては、両選手のオリンピック競技大会出場に当たり、高木選手の1,500メートルでの悲願の金メダル獲得をはじめ、目指し続けてきた大舞台での稲川選手の活躍を期待し、悔いの残らない最高のレースになることを心から願っているところであります。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について申し上げます。

国は、令和7年11月21日、「強い経済を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」を閣議決定し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する内容を盛り込んだ令和7年度補正予算が12月16日に成立し、これを受け重点支援地方交付金の配分額が示されたところであります。

本町には3億8,966万9,000円が配分され、エネルギーや食料品価格等の物価高騰によって影響を受けている生活者や事業者の支援を目的として、推奨メニューの内容に沿って支援することに加え、配分額のうち食料品の物価高騰に対する特別加算として交付される9,995万8,000円を活用した支援を検討してきたところであり、令和7年度実施分と8年度に実施する一部の債務負担行為につきまして、本臨時会に提案させていただいております。

今後も続くことが見込まれている物価高騰の中、影響を受ける住民に対してこれらの交付金を活用した効果的な施策を実施してまいります。

次に、本町に対する民事調停の申立について申し上げます。

令和7年12月15日付けで帯広簡易裁判所に対して、幕別町を相手方とする民事調停申立書の提出があり、8年1月13日に町に関係書類の送達があったものであります。

申立の内容は、令和6年度に町内の中学校に通学していた申立人である生徒に対する不適切な言動や指導等によって学習権が侵害され、精神的な損害を受けたとして、国家賠償法第1条第1項の公務員の加害行為に基づく損害賠償100万円と、謝罪等を町に対して求めるとしたものであります。

町といたしましては、調停に当たり申立の内容を真摯に受け止めるとともに、町の顧問弁護士に調停手続きに関わる代理人を依頼したいと考えておりますことから、関連する予算について本臨時会に提案したところであります。

次に、町有林を活用した森林カーボンクレジット創出に向けた連携協定の締結について申し上げます。

本町では、令和6年3月1日、2050年に町全体の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティまくべつ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を行っているところであります。

この度、12月23日に、本町の豊かな自然資源である町有林の環境価値を評価し、地域経済の活性化と新たな収益機会の創出を図ることを目的に、町と株式会社北洋銀行、株式会社ステラグリーンの

三者による「カーボンニュートラルによる持続的な社会の実現に向けた連携協定」を締結しました。

この協定により、三者が連携しそれぞれが持つ専門的な知見をもとに、森林カーボンクレジットの創出を図り、「ゼロカーボンシティまくべつ」の実現に向けた各種事業の財源確保を行うとともに、森林の多面的機能が発揮されるよう計画的に町有林の整備を図ろうとするものであります。

なお、森林カーボンクレジット発行を行うための国の認証につきましては、本年度の認証を目指して準備を行い、来年度クレジットを発行できるよう進めてまいります。

次に、地域活性化に関する包括連携協定について申し上げます。

本町では、市街地活性化に伴う空き家・空き店舗対策、商店街活性化対策などを進めておりますが、人口減少の流れは今後も続くことは明らかであり、移住・定住対策を包含しながら、一体的に地域活性化を進めていく必要があり、社会情勢や国の動向を踏まえた施策の実施が重要となっております。

このことから、令和7年12月23日に、東京都に本社を置く「株式会社LIFULL」と本町の間で、「二地域居住の促進」、「移住・定住の促進」、「地域おこし協力隊員の募集・採用に関する支援」を内容とした地域活性化に関する包括連携協定を締結いたしました。

今後は、「株式会社LIFULL」が持つ全国版の空き家バンクの活用や、地域おこし協力隊員の採用に関する専門的なノウハウの提供、さらには全国各地で展開する空き地・空き家対策を通じた地域活性化の事例などの情報提供、空き家調査などに関する支援を受けながら、移住・定住の促進、関係・交流人口の創出などを図り、本町の地域活性化の動きを加速化させてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで行政報告は、終わりました。

日程第3、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第1号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第1号であります。

損害賠償の額を定めることについて、令和2年3月に議決されました「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和8年1月6日付けで専決処分を行ったものであります。

「1理由」であります。

令和7年11月26日午前11時30分頃、幕別町札内暁町282番地の14付近の町道暁町道路9号において、相手方が運転する車両が灯油配達のために幕別町札内暁町282番地の14の住宅に車両を寄せ、路面排水設備である雨水桝を通過した際に、雨水桝のグレーチングが跳ね上がり、車両左側下部の燃料タンク及び付随する部品等を損傷する物的損害が生じたことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

4ページをご覧ください。

「2損害賠償額」は、36万8,401円であります。

相手方の過失はなかったものと認め、車両修理費相当額の全額を賠償するものであります。

「3損害賠償の相手方」は、幕別町札内暁町273番地 坂本石油株式会社 代表取締役 坂本 一氏であります。

こうした事故を招き、ご迷惑をおかけいたしましたことに対し、相手方には、心からのお詫びを申し上げ、事故後の対応にご理解をいただいたところであります。

事故発生後、速やかにグレーチングの跳ね上がりの原因となった受桝の段差を解消し、跳ね上がりを発生しないよう、補修したところであります。

事故の発生箇所は、事故発生日の前々日に道路管理委託業者が定期パトロールを実施していましたが、雨水桝の上部のグレーチング部分は、車両が通行する際に、通常、走行する部分ではないことから、グレーチングの損傷を発見することは困難な状況でありました。

しかしながら、今後は、こうしたことも留意し、パトロール業務に当たるよう委託事業者と確認したところであります。

このたびの事故は、行政財産の管理上の瑕疵に起因するものでありますことから、損害賠償の過失相当額は、加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されるものであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第4、議案第1号から、日程第6、議案第3号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第1号から、日程第6、議案第3号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題、議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第1号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び日程第5、議案第2号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第1号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第2号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の2ページをご覧ください。

様々な物価高騰の影響により住民の経済的負担が増大していることから、事業者を含めた幕別町との水道契約者を対象に、これまで、令和4年9月からの6か月間と、令和5年9月から本年2月までの2年6月間に渡り、水道料金の基本料金を徴収しないとする負担軽減策を実施しているところであります。

エネルギーや食料品価格など物価高騰が継続している中、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本措置を本年3月以降も継続して1年間実施するため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第1号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

第21条において、「料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。」と規定し、これを受け、別表第1を定めております。

3ページをご覧ください。

別表第1は、口径ごとに、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量

料金」を定めております。

2ページにお戻りください。

条例改正は、附則を追加するものであります。

附則第6項として「第21条の規定にかかわらず、令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と、料金の特例規定を加えるものであります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、口径が13ミリメートル又は20ミリメートルの場合は、1月当たりの基本料金350円の12か月で、4,200円であります。

議案書の5ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和8年3月1日から施行する、と定めるものであります。

議案第2号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

議案第1号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例と同様に、住民や事業者の負担軽減策として、本年3月以降も継続して、水道料金の基本料金を1年間徴収しないこととするため、所要の改正を行おうとするものであります。

第21条で「料金」を定め、別表第1に料金を規定しております。

5ページをご覧ください。

別表第1は、「家事用」「団体用」、「営農・営業用」などの種別ごとに、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量料金」を定めております。

4ページにお戻りください。

条例改正は、附則を追加するものであります。

附則第11項として「第21条の規定にかかわらず、令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と料金の特例規定を加えるものであります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、「家事用」又は「営農用・営業用」の場合は、1月当たりの基本料金399円の12か月で、4,788円であります。

議案書の6ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和8年3月1日から施行する、と定めるものであります。

この2つの条例改正に伴い、両事業において減収見込みとなります、

5,350万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、一般会計から水道事業会計補助金として支出し、減収相当額を補てんしようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

[採 決]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議案第1号、「幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 次に、お諮りいたします。

議案第2号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 日程第6、議案第3号、令和7年度幕別町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第3号、令和7年度幕別町一般会計補正予算第9号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,530万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ232億4,675万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」、「1 追加」であります。

今回、追加いたしますのは、令和7年12月16日付けで、限度額の配分通知がありました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施する、物価高騰に対する二つの住民生活支援事業を、期間を令和8年度として債務負担行為を設定しようとするものであります。

議案説明資料の6ページをご覧ください。

「1 食料品等物価高騰対策支援事業」であります。

限度額として設定する事業費は、2億6,025万9,000円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

食料品等の物価高騰による負担を軽減するため、全町民を対象に、1人当たり1万円相当の行政ポイントをチャージした「まくPayカード」を交付するものであります。

カードの作成とシステム改修に期間を要することから債務負担行為を設定するもので、町民の皆さんへの送付は4月下旬を予定しております。

「積算」欄に記載のとおり、全町民へのまくPayポイント付与分2億5,032万円のほか、新規デザインのまくPayカード作成費用やシステム改修費等を計上するものであります。

「2 水道料金負担軽減対策支援事業」であります。

限度額として設定する事業費は、5,037万4,000円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

物価高騰により経済的負担が増大している事業者を含めた水道契約者を対象に、本年3月から令和9年2月まで、水道料金のうち基本料金を徴収しないこととし、水道事業会計の減収相当額を一般会計から補てんするため、令和8年度の11か月間に係り、債務負担行為を設定しようとするものであります。

「積算」欄に記載のとおり、水道事業会計補助金として、

上水道分4,400万円を、簡易水道分500万円を補助するものであります。

加えて、大樹町と更別村から給水を受けている世帯や地下水を使用している世帯などに対し、「給水区域外等水道料金助成金」として、137万4,000円を計上するものであります。

7ページをご覧ください。

引き続き、令和7年度の現計予算、2款総務費、1項総務管理費、22目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費に計上いたします交付金事業について、ご説明いたします。

「3 まくペイポイント還元事業」、4,140万円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

物価高騰による住民の生活支援と地域内の消費喚起を図るため、幕別町商工会が実施する、まくペイの利用額の50パーセント相当分、カード1枚当たり2万5,000円相当分を上限にポイント還元する事業に要する費用と事務経費を補助するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、総利用額、8,000万円を見込み、その50パーセントの4,000万円を補助するものであります。

加えて、キャンペーンに係る広告宣伝費と事務経費を補助するものであります。

「4 水道料金負担軽減対策支援事業」、462万5,000円であります。

水道料金負担軽減対策支援事業の実施に係る令和7年度予算計上分であります。

令和8年3月の1か月分の事業費であります。

「積算」欄に記載のとおり、水道事業会計補助金として、上水道分400万円を、簡易水道分50万円を給水区域外等水道料金助成金として、12万5,000円を計上するものであります。

「5 医療・介護・福祉施設物価高騰対策支援事業」、1,176万9,000円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

物価高騰により経営に大きな影響を受けている医療・介護・福祉施設の町内事業所に対して、食材の購入費と光熱費を緊急的に助成するものであります。

① 食材の購入費助成対象は、国が実施する「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の対象外となる施設で、8ページに渡って記載のとおり、入所施設と通所施設、病院であります。

②光熱費助成は、町単独で実施するもので、対象は、特別養護老人ホームと病院などであります。助成単価であります。

① 食材の購入費は、国が実施する支援事業に準拠し、医療・介護・障害の34事業所に対し、一日に提供する食数に応じ、1人当たり6,000円から1万8,000円を、②光熱費は26事業所に対し、1人当たり5,000円を助成するものであります。

積算欄に記載のとおり、食材の購入費として794万4,000円、光熱費として382万5,000円、合計1,176万9,000円であります。

下段の表をご覧ください。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 推奨事業メニュー分の本町の交付金限度額①は、3億8,966万9,000円、債務負担行為設定額②は、3億1,063万3,000円、今回補正予算計上額③は、5,779万4,000円で、差引④のとおり、交付金残額は、2,124万2,000円であります。

今後、適切な時期に追加の支援策などを提案してまいりたいと考えております。

以上で、議案説明資料の説明を終わります。

議案書6ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費22万円の追加であります。

町内の中学校に通学していた生徒が、不適切な言動や指導等により学習権が侵害され、精神的な損害を受けたとして、損害賠償の請求と謝罪等を求めることを内容とした民事調停申立書が町に対して提出されました。

今後、開催される調停に当たり、町の顧問弁護士に代理人を依頼するための費用を追加するものであります。

22目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費

5,779万4,000円の追加であります。

7ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費7,713万円の追加であります。

◎物価高対応子育て応援手当支給事業は、国が制度設計を行い、これに基づき市町村等が実施するもので、事業費には全額国費が充当されるものであります。

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯に対し、子育て応援手当を給付するものであります。

令和7年9月30日において町内に住所を有し、令和7年9月分の児童手当の支給対象児童と、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童を養育する父母等に、児童1人当たり2万円を支給するものであります。

対象児童3,760人分の応援手当のほか、事務費を計上するものであります。

12款職員費、1項、1目職員給与費16万4,000円の追加であります。

物価高対応子育て応援手当支給事業に係る正職員2人分の時間外勤務手当であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人22万円の追加であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金5,779万4,000円であります。

2目民生費補助金7,729万4,000円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） まくPay関連に関わる、今回の補正予算について質問をさせていただきたいと思えます。私の立場は、このまくPayが長く幕別町に根づいて、地域経済の活性化のために、利用されるものになって欲しいと、なっていくようにしたいという願いのもとで、質問させていただくことをまず前提に、させていただきたいと思えます。

今回の手法の中では、町民全員に、3万枚分のまくPayカードを用意し、システムを変更して、そして、使ってもらうように送り届けるという中身のことが一つありました。今は、まくPayカードは、以前にいただいた資料によると約7,000枚町民に流通していて、その中には、1人で複数枚持っている、そういう方もいらっしゃるのでしょうかけれども、7,000枚が発行されているということが一つあります。そういうことの中では、今、幕別町民だけとは限らないけれども、流通している、発行されているまくPayカードまた、そこからアプリにした、アプリを利用するケースもあると思うけれども、そういったことを利用する発行の手法ということにはならなかったのかどうかということがありました。それは経費の問題があるからです。それから、システムの改善費についても、これからもそういった利用の仕方というのは、従来のものを持っている方に対する、そういう利用の仕方ができるようなシステムの改善費にすべきじゃないかと思うけれども、その辺はいかがでしょうか。

また、もう一つ、50パーセントの還元について、別に予算が立てられていました。今回の町の果たす分というのは、還元分の50パーセントということでしたけれども、残りの50パーセントの財源はどういう費用から、商工会が捻出するというようになっていくのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） はい。まくPayの関係でございます。まず今回の1人1万円分のカードをお送りするという件につきましては、元々のカードの性質上ですね、個人情報とひもづいていないということがありますので、どのカードが、どの方がお持ちかということがまず判別できないというところがございます。今回お送りするカードの手法といたしましては、これまで緑色を基調とした、カードをお配りしておりますけれども、今回、色を変えて、今回物価高騰対策としてお配りするカードということを認識していただけるように、そういった工夫もしながら、1人1枚、世帯ごとにはなりますけれども、お送りして利用していただくという考えでございます。今お持ちのカードにチャ

ージをして、配布する方法はなかったかというご質問だったかと思いますが、先ほど申し上げましたように個人情報等のひもづけがないということで、町外の方も、当然お持ちになっているという想定もありますので、そこのところはですね、今回、速やかに対応するためにはこういった方法が適切であったということで考えております。

また、50パーセントの還元の部分ですけれども、これはあくまでも、利用額に対して50パーセントを還元するといった中身でございますので、今回商工会にその相当分を補助いたしまして、その中から、その費用全額を運営するといった中身でございますので、商工会が、別に負担を、残りの50パーセントを持ち出すという内容ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） わかりました。個人情報とひもづけがないということでありましたけれども、いろんな自治体が、それぞれいろいろな仕事をやっているというふうに思いますが、詳しいことはここで、こういう予算質疑の中ではすべきでないと思っておりますのでしませんが、名寄市のことをちょっと説明させていただきたい。大体ね、人口規模で同じような町です。2万5,000人をちょっと切るような町。平成18年3月に小さな町だった風連町を合併して、そして、新名寄市になったわけでありまして。面積も大体400平方キロメートルと、ほぼ幕別町と似ていて、非常に似たところがあるなということの中で、また、地域通貨も幕別町より1年遅れで始めているのだけれども、同じTOPPANを使っても、要するにシステムは一緒なものですから、様々な利用の仕方で、向こうでできることはこっちでできないはずはないということの立場で言わせてもらいます。全市民に発行するという手法はとっているのですが、もう少し言うと、成果の方は、幕別町よりもはるかに加盟店も、それから売り上げも大きくて、ちょっと後なわけだけでも、ちょっと圧倒されているところでもあります。個人的には、そういう中では、このポイントの付け方が、全町全市民つけているのだけれども、その世帯につける、世帯の申請、要するに、今だと子どもにも全部発行して、子ども分も送るという手法ですよね。それが、世帯に発行するという手法などもとっています。そのことによって、カードの発行部数の節約になる。そして、今行政ポイントのこともこれからちょっと質問したいと思っておりますけれども、カードが幾つもなっていたり、それとか、小さいポイント数のカードがあったらば、ついついそっちの方のことを失念しまって、主たるまぐPayカードでもって使ってしまうと、2年間の経過措置が過ぎてしまうようなこともあると思うものだからそういった手法などもね、検討すべきだと思うけれども、いかがでしょうか。

それと、行政ポイントですけれども、幕別町も色々行政ポイントを用意して、まぐPayに加算して、少しでもこのまぐPayが流通することになっているけれども、このまぐPayのルールの中には、最後の使用から2年間をすぎると、残高がゼロになるという、そういう約束事があります。こういうふうな、自分がチャージした分ではなくて、行政ポイントとして与えられる、引越してきたから与えられる、そういったようなポイントは、ついついそういったことの利用の失念につながるものではないかな、可能性が大きいのではないのかなと思うから、今回も、金額は少し大きいけれども同様のケースが考えられないことはないなど、使わないまま残したまま、期限がすぎるといふことがある。そういった2年間の経過の部分を通じた部分というのは、どのような、残高は流れになって、どこの仕様になっていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） はい。今回お送りするカードによって、複数枚所持されるケースというのは当然想定されます。お送りする際にはですね、今回お送りするカードが物価高騰対策で、まずはそちらを優先的に使ってくださいといった内容でありますとか、あとは複数枚、お持ちである場合のですね、留意点。やはり、片方だけ使ってしまうと片方の残高がなくなってしまう、そういったケースも想定されますので、その辺りの留意点については十分説明を加えてお送りしたいというふうに考えております。またシステム改修の中にはですね、今回、従来の方針、詳しくは申せませんがCPM方式

という方式をとっておりますが、今後MPM方式という、ちょっと取り扱いの異なる方式の改修も考えておまして、それはですね、本来、地域通貨の原点といいますか、その町内の町民同士でお互いサービスを享受することによって、ポイントを送り合うとかですね、そういったやり方ができるような、そういったことも視野に入れた改修でございます、例えば複数枚カードを持っている場合に、残高の少ないカードから多いカードに、残高を送るということでまとめることをできますので、そういった部分も含めてですね、今後進めて参りたいというふうに考えております。

また、残高の管理の部分ですけれども、現在、まくPayカードの中には、電子マネーの部分と、ポイントという2つの区分がありまして、それぞれですね、チャージをしたり、利用されないと、2年間の期限をもって、消失するという仕組みになっております。その部分についてはですね、そういうことがないように、利用していただく、あるいはポイントを付与するときにも、そのことは十分留意して、そういう性質のものであるということは、これまでもお伝えしてはいますが、その部分は徹底して参りたいというふうに思います。また、期限を迎えて消失したポイントについてはですね、これは商工会のまくPayポイント事業の中の、収益と言ったらあれですけども、そちらの方に収入といった形で処理されるものとなっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 最後のところですね。要するに、まくPay事業、商工会の収入になっていくという手法になってくるわけですけども、このことが、まくPayの本来の目的でないものだから、町からの間接補助というような形にすることが目的でないものだから、しっかり流通として、お金を、町内のまくPay加盟店で使ってもらってね、2パーセントが収入になって、その中で、以前から私が問題にしている、今年12月から発行する使用料も払っていくというような形に、継続的になるようなことを工夫してかないとならないのではないかなというふうに思うわけです。

それで、一番の問題点と考えているのは、加盟店が増えていないということもあると思います。まくPayが始まった当時、令和4年末、145店の加入でスタートしたということが残っています。現在、そのときには、令和8年には170店舗ということが目標だったけれども、それがほとんど増えない。150店舗に満たない数字がまだ続いていて、要するに、新たに加入したところもあるけども、減っているところもあって、トータル増えてないと。私の知っている人の中には、今の脱炭素の関係での補助金、一定の大きな補助金をもらった方でありましたけども、使うところないからもらうのをやめたと、その権利を、お返ししたという方までいらっしゃる。要は、使うところがないと言われるのは、常にあるところでもあります。ここのところを増やすことの努力はやっぱり今後ずっと続けていかねばならないことだと思うし、その中心に幕別町も立っていただきたいなというふうに思うわけです。このことも以前からお話してはいますが、名寄市は、大型店ということではね、ケーズデンキだとか、ラルズマートだとか、ツルハだとか、そういう大型店と言っているのかどうかかわからないけども、そういったところの利用もあって、そして、ここは一つは西條デパートという地元の大きな食料品等も買えるそんなところまで、またちょっと幕別と違うのだけでも、とにかく、幕別町民が、幕別の加盟店で使いたいという環境をちゃんと作る。そのことをすることが、このまくPayの成功に繋がるのだと思うけども、その辺の考えを教えてください。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（高橋修二） はい。ただいまの関係、これまでも議員の皆様から色々のご指摘をいただきながら進めてきているところでございますけども、大型店の関係も、令和7年度、商工会さんの方で、大型店の加入の承認もいただいた中で、商工会、町、一体となって大型店舗の加入に向けて、現在のお話をさせていただいている状況でございます。

また、加盟店舗の数、これが中々伸びていないというところにつきましても、商工会の方でも、十分受けとめているということで、会長さんからお話の中では、こういったキャンペーン、また、町からの支援をいただいている中で、商工会としても何とか一つでも増やしていけるようにいけるよう

に、努力をして参るというようなお話もいただいておりますので、引き続き、商工会、町とこれは一体となって進めていかなければならないというふうに考えておりますので、今後も引き続き、常に努力に努めて参りたいと考えております。

○議長（寺林俊幸）他にありませんか。

中橋議員。

○18番（中橋友子）私も、この物価高騰対策のまくPayに関わっての質問になります。物価高騰の値上げの品目も、今は2万品目を超えるというような状況で、非常に町民の皆さんの生活が厳しくしておりますが、その中で、この高騰対策がとられるということは、期待されているところだというふうに思います。それで、その期待、1家庭に1万円のまくPayで付与されるということですが、一つは、先ほど副町長の説明で、4月になってしまうという答えでありました。しかも下旬ということでありました。待たれているだけに、これだけの期間というのは、かなり町民にとっては、もっと早くならないのかという思いがあると思います。

それで、この4月の下旬というのは、動かないものなのかどうか、どういった理由で、これだけ長く置かなければならないのか、まずはそこをお伺いしたいと思います。その上で、全家庭に郵送されていくのではないかとはいいますが、その4月の下旬に出来上がるということと、どういった形で町民に届けられるのか、まずはそこをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳）はい。お届けするのが4月下旬というスケジュールを今考えておりますが、まずですね、カードを3万枚、予備も含めての3万枚ということになりますけれども、まずこちらの用意が3か月かかると。新たに印刷といいますか、カード自体を作成するのですが、単なる、通常の印刷と異なりまして、クレジットカードですとか、そういったキャッシュカードなどと同じような特殊な印刷になりますので、そこに専門の印刷会社に発注する必要があるということで、納期を確認いたしましたら、3か月かかってしまう。もともとまくPayの導入当初に購入した在庫もあるのですが、在庫では今回お送りする分には足りないということで、新しくカードを作らなければならないというのは、もうこれは確定でございます。お送りする手法につきましては、世帯ごとにまとめて郵送ということで考えておりますが、やはり、普通郵便ですと、万が一届かなかったということが想定されますので、この分については特定記録郵便という、配達されたことが確認できる郵便をもって、お送りするというのを考えております。

○議長（寺林俊幸）中橋議員。

○18番（中橋友子）地域通貨を活用して、地域の経済の活性化にもつなげながら、つまり商工会の支援もしながら、この物価高騰対策に充てるということが大きな目的であろうとは思いますが、しかし、これだけの期間でどうしても新しいものを買って、そして、それを用意することになっていくと、今ご説明いただいたとおりだと思うんです。物価高騰対策に待たれている町民に対する対応を考えるならば、選択の手法としてね、上手くまくPayだけに限るとのことじゃなく、他の考え方もできなかったのか。つまり、今いろんな出し方あります。各市町村の支援がありますけれども、帯広市などは現金で配布されるということが大きな例だと思います。そういったことを考えるならば、まくPayだけに限定しない考え方ってというのはなかったのでしょうか。

それと、もちろんそのまくPayの利用、私も事業を実施している以上は、これは成功していかなければならないと思っております。その一つとして、この3月1日からまた31日まで、ついこの間も冬のポイント、今もやっている真っ最中だと思うんですけどね、1か月間おいてまた応援するということがありますから、まくPayそのものに対するその応援の仕方というのは、この物価高騰対策だけを限定せずにしても、あると思うんですよ。そういったその選択の仕方について、どういう考えからこのまくPayになっていったのか、早く届けるというような思いはなかったのか伺いたい。

○議長（寺林俊幸）経済部長。

○経済部長（高橋修二）ただ今のご質問の関係でございますけれども、国の方で示されている、推奨メ

ニューが幾つかおこめ券ですとか、商品券ですとか、いろいろ示された中で、その中で我が町においては何が、一番だろうというところで、色々各自自治体において、色々な地域に応じた取組というのをされてきているかと思います。その中でも、我が町においてはこういったことがいいたろうということで、検討してきたところでありますけれども、今回の食料品等の物価高騰対策ということで、町民の方々の生活支援、これは一つ、必ずあるだろうというところと、町としては、それと町内の中小企業、小規模事業者、こういった事業者支援、これも一つあるというところで、この2つを何とかうまく繋げてできないものかというところで、最終的にはまくPayを町民に1人、1万円をチャージして交付するということによって、このお金が、このポイントが町内の事業者に戻るということで、事業者支援にも繋がっていくだろうというふうに考えたところでございます。町によっては、現金とか色々あったかと思いますが、ちょっと期間も要する。本当であれば、まくPayカードを先に配ってというところが、最高の形かなというふうに思いますけれども、中々制限の中で、印刷作成までの期間を要するということは大変申し訳なく思っているところでありますけれども、業者の方にも3か月とは言われていますけれども、何とか1日でも早く、期間を短く仕上げさせていただきたいというところで、お話を今後ともぜひしていきたいと考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） はい。経済状況が厳しいだけにね、早めるという視点がもっと強く持つべきではないかというふうに思います。

それで、今お答えの中では、町民の支援とともに業者の支援だということでありましたが、前段の谷口議員の質問ともちょっと絡みますけれども、事業者は145件ということでありまして、限定されております。そこは、もっとこう広がっていったらいいわけですが、現時点で、今いただくものは、登録されているところでしか活用できないわけですからね。従って、その事業者が限定されていること。それから町民にわざわざカードを買って印刷をするという期間が3か月も要すること。それから、その期限つきの特定郵送しなければならない。これの経費も、特別またかかっていくと思うんですよ。いくらぐらい予定しているのか教えていただきたいんですけど、それに印刷代の346万円ってようなことを考えると、経費の面を考えても、それから期間を短縮することを考えても、やっぱり物価高騰支援というところを、町民支援に重きを置けば、違う手法も選択肢としては大事だったのではないかと思うんですよ。今ほとんど発行されませんが、例えば、商品券、これも印刷でね、経費はかかります。だけど、これはやっぱり加盟店は増えますよね。利用できる商工会は増えていくと。それから、紙でありますから、その金属のカードよりも、私は印刷などはないのではないかと思うんですよ。そういったいろんなことを考えた上で、なおまくPayということに至ったのだらうとは思いますが、今の説明だけでは、やはり矛盾を、事業者に対してもそれから町民に対しても、もっと違う手法を取った方が、よかったのではないかと思いますけれど、再度お答えいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 今回の、国の主眼というのはもちろん、生活者支援、物価高騰対策ですから、中橋議員おっしゃられるとおりに我々としても、なるべく早くお届けをしたい思いは当然持っております。その上で、まくPayカードが、中々我々も住民の方々とお話する際に、中々認知されていないという課題があります。発行枚数を見てもそのとおりで、その背景には、利用できるお店が少ないというのはもちろん言われておりますけれども、それで、今回、全町民に、2万5,000枚を配るということでは、これまで利用したことのない方にも、こういうところで利用できますよっていうのを当然として周知をし、お伝えした上で、ご利用いただける機会を作って、この機会にさらなる利用といいましようかね、につなげたいという、強い思いがあります。もちろん、二兎追うもの一兎も得ずになるのではないかというご指摘もあるかもしれませんが、やはりここは、こういった機会がないとなかなか全町民に対してお配りをするっていう機会っていうのは、予算が大きいですから、できませんでしたので、この機会を通じて、確かにギフトカードもあるんですよ。それだと紙ですから、作成費も低廉では進みますが、ギフトカードの場合は、チャージができないという難点があるものです。

から、せっかく配っても、そのあとの二次利用という言葉は適当ではないですけども、さらなる住民の皆さんの利用に繋がってこない、こないと言ったらちょっと言い過ぎですけどもね、可能性が高いものですから、この際期間はかかるけれども、チャージできるカードをお配りをしたいということで、この手法に踏み切ったところであります。でありますので、我々としても、3か月と言われておりますけども、この期間を1日でも短くなるように商工会とも協議をしながら努めて参りたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。
（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

[採 決]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。
これをもって、令和8年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11：04 閉会